

## 1 3 いじめ防止基本方針

### 1 速星小学校いじめ防止基本方針について

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立速星小学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 1 3 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「速星小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

#### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であるという認識に立ち、子供が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

#### (3) いじめの定義

<p>(定義) 法第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>
--

#### ※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事案も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3 か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

#### (4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、いじめは、児童生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなるという傾向

があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点だけでいじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をよし立てたりおもしろがったりするものや、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、学校・家庭・地域が連携・協力し合って対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・ 自分より弱い立場にある相手に対して、複数で嫌がらせをしたり、相手のことを十分に理解せず、相手の言動に対して嫌悪感情を抱くことにより悪口や仲間外れをしたりする事案が発生しています。
- ・ 全学年を通じてネットゲームに興じる児童がおり、ゲーム内で個人情報流失したり、課金を巡るトラブルが起きたりして、個別の指導が必要になってきています。
- ・ 高学年になると、SNSを通じたコミュニケーションにおいて相手を誹謗・中傷する記述など、情報モラルについて、再度指導する必要がある事案も起こっています。

### (2) 本校の課題

- ・ 言葉による嫌がらせや悪口がいじめの発端となっているため、言語環境に留意した教育活動に努めるとともに、他者理解を含め、よりよい人間関係づくりを進めていく必要があります。
- ・ 保護者からの訴えによって、いじめが発見される事案も多いため、児童の抱える悩みをできるだけ早期に発見し、深刻化する前に適切な対応ができるよう、教育相談の計画的な実施や教員の児童理解等の研修の充実に努める必要があります。また、担任と児童、保護者との信頼関係の構築に努め、風通しのよい教室環境をつくっていくことが求められます。

## 3 いじめ問題への対応について

### 【本年度の重点事項】

- 挨拶を交わし合うことやぽかぽか言葉（「さん」付けで名前を呼ぶこと等）を使うことを推奨するとともに、相手に対して、同じ人間であるという公平な心構えをもつことを重視し、不利な状況でさらに相手を苦しめることにおもしろさや楽しみをもつ心について徹底して向き合わせ、自分の心の構えを自覚させる。（相手が不快に思う言葉、乱暴な言葉を使わない）
- 運営委員会（児童会）を中心とした児童の自治的、自発的活動を推進し、いじめを生まない学校風土をつくる。（挨拶運動、人権週間や集会等の企画・運営）
- 教員が児童の言動の変化に気付いたり、問題行動の背景を捉えたりできる技能を高められるような研修を充実させる。（生徒指導委員会の実施、本校のSC、SSWを講師に招いた児童理解の研修）

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じます。
- ・ 学校は、法23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会だけでは解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

(4) いじめ解消に向けた取組

- ・ いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを見ていた児童生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。

(5) インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ ネット上のいじめやトラブルに関する情報を入手したときは、情報収集に努め、誰が関わり、どこまで情報が広がっているのかを慎重に調べます。個人情報や流出している場合は、直ちに情報の出所を確かめ削除します。また、事案が起こるに至った背景を当事者へ聞き取りをし、問題解決に向けて保護者と話し合い、再発防止と経過観察を行います。
- ・ 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域

に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### ① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 児童が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」（国の方針より）

##### ② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告（法第30条第1項）

・ 学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

##### ③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」（国の方針より）

##### ④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。

・ 市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

・ 市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。

- 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もあります。
- 学校から管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口（管理職）を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

（平成22年3月 文部科学省）

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- 調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするよう努めます。
- 調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
- 被害児童、保護者に寄り添いながら対応すること第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
- 加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保します。
- 市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向かい合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再現防止に取り組みます。
- 法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行います。

○ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に質問紙調査や聞き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられます。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供す  
るものとする。

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
  - ・ 調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
  - ・ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童生徒とその保護者と確認します。
  - ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告します。また、その際に、児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
  - ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
  - ・ 加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
  - ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
  - ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。
- ② 調査結果の報告
  - ・ 調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
  - ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。（※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。）